

平成 21 年 3 月 30 日
債券現先取引等研究会

T+0 レポ、及びフェイルの際の業務フローについて

債券貸借取引、債券現先取引における約定日を取引開始日とする取引（以下「T+0 レポ」という）、及びフェイルの際の業務フローについてご紹介致します。

【公表趣旨・理由】

T+0 レポ、及びフェイルの際には市場参加者の中から「事務負担の大きさ」「体制が整備できていない」等の理由から、取引に積極的になれない、もしくは受け入れることができない、などの意見が聞かれることがあります。

このような意見を踏まえ、当研究会では理解の促進を図るべく、T+0 レポ、及びフェイルの際の業務フローについての参考例をご紹介することと致します。

別紙資料をご参照いただき、今後の体制整備の一助としていただくとともに、取引の円滑化・効率化にお役立て頂きたく存じます。

以上

フェイルとは

フェイルとは、当初予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、対象債券の受渡が行われていないことをいいます。

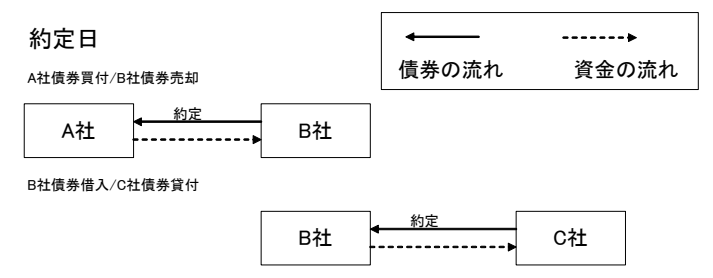
フェイル慣行とは、フェイル発生時の当事者間の一般的な事後処理方法を定めたもので、別段の合意が無い限り債券の受渡が未了であることのみをもって債務不履行（デフォルト）とはしないことが基本となっています。

フェイル慣行は、RTGS決済のもとでの決済事務の増大や取引の連鎖による決済の遅延、ループ取引の発生などが避けられず、ある程度のフェイルは発生せざるを得ないことから、フェイル慣行の持つ経済合理性（フェイルの受け方は期間中の経過利子に加え、手元に滞留する資金の運用益を得ることができる）等を勘案し、決済の円滑化・効率化の確保を図るために、わが国でも導入されました。

一方でフェイルの多発は、決済リスクを増大させるとともに円滑な取引や決済を阻害する要因となるので、可能な限り回避することが求められています。

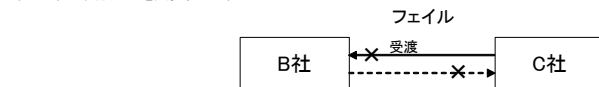
（国債の即時グロス決済に関するガイドライン平成16年1月版、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」に基づく決済についてのQ&A 参照）

フェイル発生時の実務的な動き

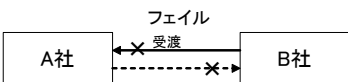


受渡日

C社は貸付する債券の受渡が不可能と判断し、B社に対してフェイルする旨を連絡する。
B社はC社へ受渡代金を支払わない。

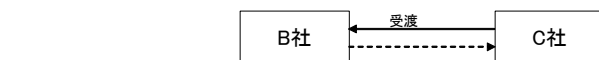


B社はA社へ渡す債券が無く、フェイルした。A社は受渡代金を支払わない。
A社は滞留した受渡代金相当分の資金運用機会を得る。

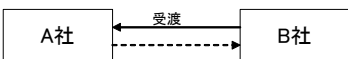


受渡日以降(フェイル解消当日)

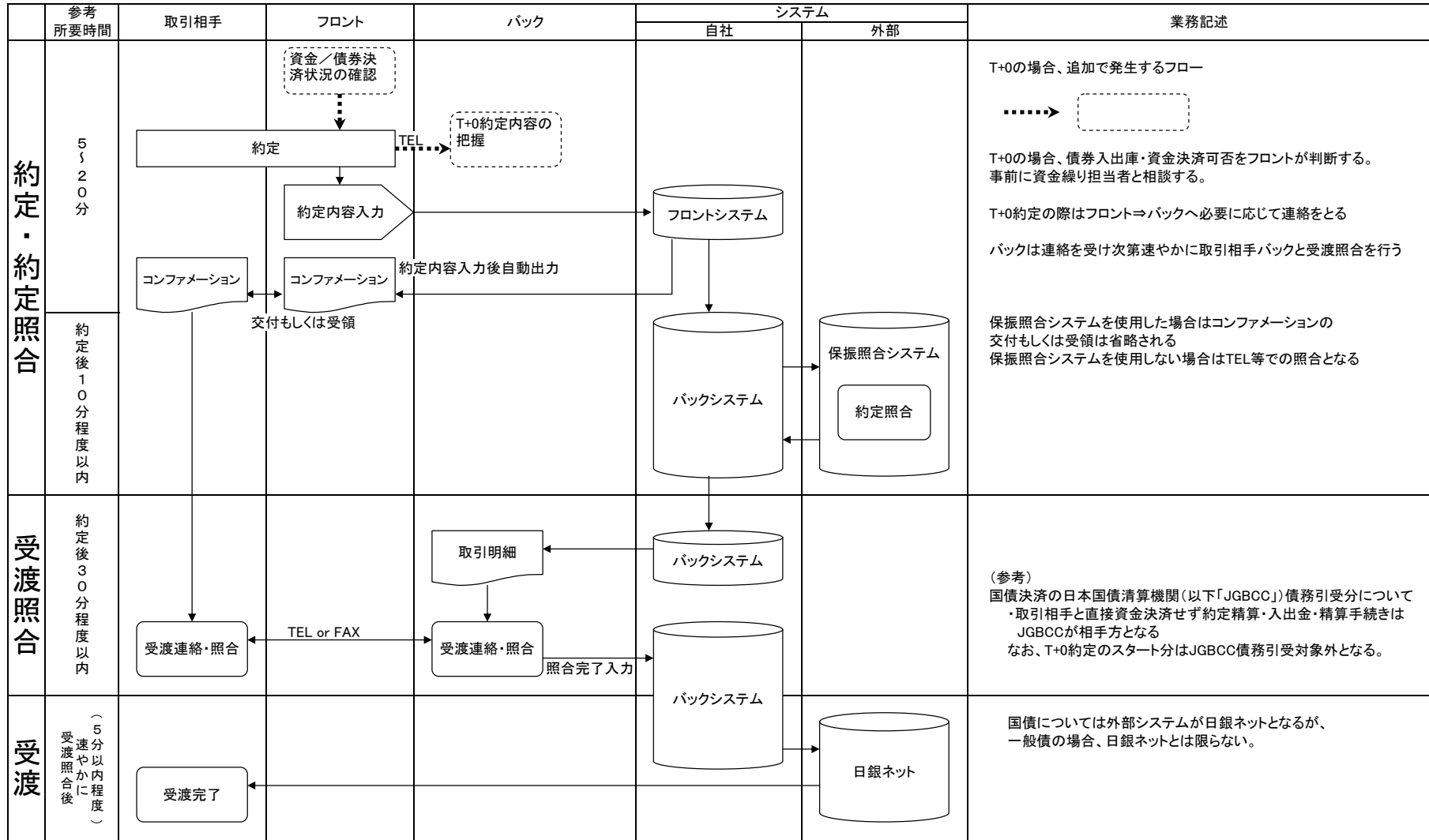
C社は受渡可能となった債券をB社へ受渡す。
B社はC社へ当初約定内容と同じ金額の受渡代金を支払う。



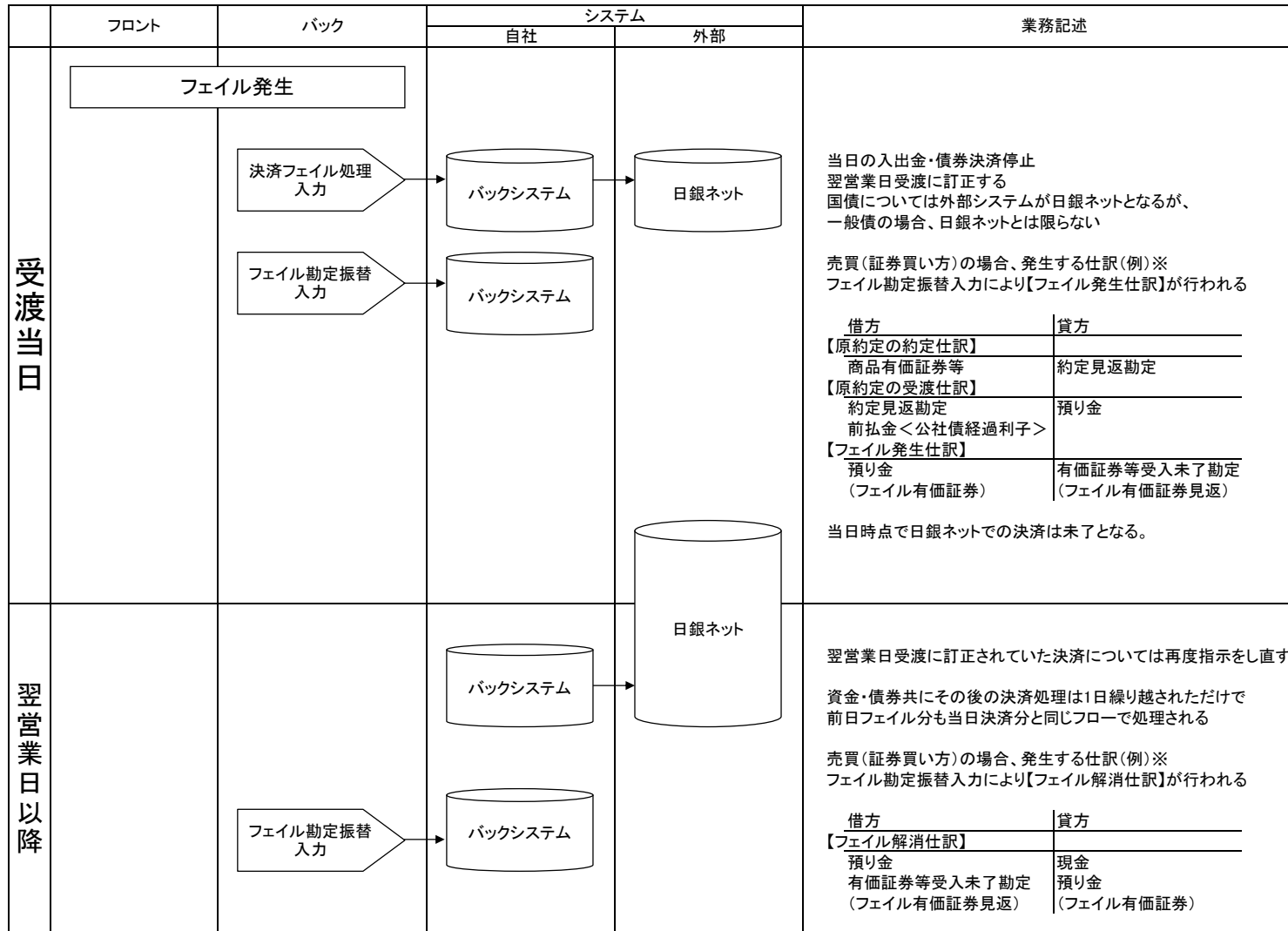
B社はA社へ債券を受け渡した。
A社はB社へ当初約定内容と同じ金額の受渡代金を支払う。



T+0レポの業務フロー(参考例)



フェイルの業務フロー(参考例)



※表記してあります仕訳はあくまで例になります。最終的には会計士等専門家へ十分にご確認ください。